

新たな大都市制度について

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ~特別区設置協定書とは?~



大阪市長 松井一郎

特別区制度では、大阪府と大阪市を再編し、広域機能は大阪府へ一元化し、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置します。

広域機能の一元化で大阪のさらなる成長と、特別区では地域のニーズに応じた身近な住民サービスの充実をめざします。

特別区設置協定書
って何かな?



- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づいて、特別区の設置に際し必要な事項を記載したものです。協定書の内容は右記のとおりです。
- 大阪府・大阪市の両議会の承認を経て、大阪市民(有権者)の皆さんを対象とする住民投票で、協定書について、「賛成」か「反対」かの判断をいただくことになります。
- 住民投票に先立って、住民説明会を行う予定です。



問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当

☎ 6208-8989 ☎ 6202-9355

特別区制度
についてこちら

▶ 大阪市 特別区 目次

検索

現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務の分担に応じて、財源の配分、財産・債務の承継、必要な職員配置を行います。

特別区設置協定書

特別区の名称	本庁舎の位置	議員定数
淀川区	現 淀川区役所	18人
北区	現 大阪市本庁舎(中之島庁舎)	23人
中央区	現 中央区役所	23人
天王寺区	現 天王寺区役所	19人

◎印 特別区本庁舎

●印 区役所
(地域自治区の事務所)



現在の淀川区、中央区、天王寺区を所管する区役所(地域自治区の事務所)は特別区本庁舎の中に設置

地域自治区・区役所

- 現在の24区単位で地域自治区を設置
- 現在の区役所(地域自治区の事務所)で窓口サービスを引き続き実施
- 区役所の名称は現行どおり

事務の分担

- ◆特別区と大阪府の役割分担を徹底

特別区 住民に身近な事務

大阪府 大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務

財政の調整

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分
- ◆特別区には、各区の税収格差を是正できるよう財源を配分

大阪市の財産・債務の取り扱い

- ◆特別区と大阪府の事務分担などを踏まえて財産・債務を承継
- ◆株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本
- ◆発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還を基本
(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担)

職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

- ◆特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置

特別区の設置の日

- ◆2025年(令和7年)1月1日

